

平成31年度石狩市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 目的

石狩市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域高齢者の心身及び健康の維持並びに生活の安定のために必要な支援を行うことにより、保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的とします。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関するサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う拠点となることを目指します。本方針については、石狩市介護保険事業運営推進協議会の議を経ることとし、その適正かつ円滑な運営を図ります。

2. 基本的理念

（1）公益性・公平性・中立性

センターは、石狩市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

（2）地域性

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地区の地域特性や実情をふまえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

（3）協働性

センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し業務全体をチームで支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会資源、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

3. 利用対象者

おおむね65歳以上の高齢者及びこれらの者の家族その他の介護者その他必要な者となります。

4. 日常生活圏域及び担当地区

表①の通りとし、転居等で利用者の居住地が日常生活圏域を越えて変わった場合は、当該圏域担当のセンターに引き継ぐものとします。

表①

	センター名	所在地	担当地区
石狩圏域	石狩市南地域包括支援センター （医療法人喬成会に委託）	石狩市花川南 7 条 4 丁目 3 7 6 番地 1	花川南、花川、樽川
	石狩市北地域包括支援センター （医療法人秀友会に委託）	石狩市花川北 6 条 1 丁目 4 1 番地 1	上記以外の石狩地区 ～花川北、花川東、花畔、緑苑台、中生振、北生振、親船地区、新港、八幡、高岡、五の沢、緑ヶ原、志美等～
厚田圏域	石狩市厚田地域包括支援センター （市直営）	石狩市厚田区厚田 4 5 番地	厚田区全域
浜益圏域	石狩市浜益地域包括支援センター （市直営）	石狩市浜益区浜益 2 番地 3	浜益区全域

5. 職員の配置

センターにおいては、介護保険法施行規則および市の条例が示すセンターの設置運営に関する基準を遵守する職員配置とします。

6. 業務開設日

月曜日から金曜日とします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとします。ただし、市と協議の上、特段の事情がある場合についてはこの限りでないものとします。

7. 業務の開設時間外及び業務を実施しない日の体制

センターにおける緊急時の電話相談は、業務の開設時間外及び業務を実施しない日においても受け付けるものとします。センターは、緊急時の電話対応に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定めておくこととします。

8. 業務内容

（１）包括的支援事業

①総合相談支援事業

i 総合相談業務

高齢者の一次相談機関として、地域からの幅広い相談に応じ専門性を発揮した助言、支援を行います。また、高齢者や家族からの直接相談以外に、地域住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居又は高齢者世帯の訪問等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての状況把握に努めます。

ii 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえセンターの各専門職が連携して対応策を検討し、必要に応じて地域ケア会議等のネットワーク会議につなぐものとしします。

iii 認知症の人と家族への対策

認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症地域支援推進員をはじめ認知症初期中中支援チーム、関係機関と緊密に連携しながら支援します。

②権利擁護事業

i 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度や高齢者の権利擁護に資する事業の活用を図ります。

ii 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応します。また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図って支援します。

iii 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

③包括的・継続的ケアマネジメント

i 介護支援専門員の実情把握

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員の実情把握に努めます。また、地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

ii 介護支援専門員に対する後方支援・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、助言等を行います。必要に応じ、地域ケア会議を開催し課題解決を支援し

ます。

iii 介護支援専門員の資質向上支援

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

iv 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

ii インフォーマルサービスの活用・連携

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らない地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源や関係者との連携を図ります。

④多職種協働によるネットワークの構築

センターは、業務にあたり生活支援コーディネーターと連携し、地域で行われているさまざまな活動の場、住民で構成する団体等のネットワークの把握に努め、地域住民や関係団体等の意見を広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域課題を把握し解決に向けて積極的に取り組みます。

⑤地域ケア会議の開催

センターは、高齢者等の処遇検討のための地域ケア会議を主催し、支援にかかわる関係者、必要に応じ本人や家族のほか地域住民を招集し個別課題を検討します。地域ケア会議の実施にあたっては、地域の特性に応じてネットワークを構築していくことが求められるため、市と十分に協議のうえ行うものとします。

⑤包括的支援事業実施に基づく地域課題の把握

全ての業務を通して担当する地域の課題を抽出、整理し、解決に向けた取り組みを進めます。全市に及ぶ地域課題については、市が開催する地域ケア推進会議に課題提起を行い、地域包括ケアの推進を図ります。

（2）指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント

①サービスが必要かつ利用希望のある要支援者、介護予防・日常生活自立支援総合事業の事業対象者（以下「要支援者等」という）

介護予防サービス等を適切に利用できるように、自立支援に資する介護予防サービス・支援計画書を作成し、地域のインフォーマルサービスを積極的に盛り込むものとします。指定居宅介護支援事業所へ業務の一部を委託する場合は、計画作成等に必要な助言及び支援を行います。

②サービス未利用の要支援者等について

サービスを必要としない要支援者等については、介護予防事業やインフォーマルサービスにつなげるとともに、不足している社会資源や課題について関係者と

協議します。サービス提供が必要と判断した要支援者等のうち、その理由を放置することにより重大な結果につながる恐れの高い対象者を絞り込み、重点的な支援を継続的に行います。

③三職種の介護予防支援および介護予防ケアマネジメント件数

三職種は包括的支援事業を中心的に担うことから、一人当たりの計画作成件数はおおむね 40 件までとします。

④自立支援型地域ケア会議

センターは、市が開催する自立支援型地域ケア会議において自らが作成する計画について多職種の専門的見地からの助言を得、もしくは多職種として助言し、自立に向けたケアマネジメントにおける資質向上を図ります。また、個別事例の課題を蓄積することで地域における自立を阻害する要因を明らかにします。

（3）地域包括支援センター自己評価

地域包括支援センター業務の実施状況について自己評価を行い、市に報告するものとします。これを活用することにより、業務の課題整理および改善を図ります。

9. 地域包括支援センター連絡会

センターは、その活動について定例で開催する地域包括支援センター連絡会等において書面又は口頭で報告するものとします。

地域包括支援センター連絡会では、圏域を担当する各センターがそれぞれの地域課題や事業内容及び圏域の地域包括ケアを推進するための目標を共有し、協働で地域包括ケアを推進するものとします。

10. 個人情報の保護

センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意します。

運営に関する基本事項

○＝できている △＝一部できている ×＝できていない

公益性・公平性・中立性・地域性・協働性	評価 前年評価	
① 居宅介護支援事業所へのつなぎ、サービス事業所利用が不当に偏っていないか		
② 担当する圏域、地区の実情把握のための取り組みを行っているか		
③ 三職種等が互いの業務や担当ケースの状況を共有しているか		
④ 地域の多職種と顔の見える関係づくりに努めているか		
人員の配置・時間外休日体制	評価 前年評価	
① 国の示す基準を満たしているか（1のセンターに三職種各1名以上配置）		
② 時間外、休日における緊急対応体制を整備しているか		

総合相談事業

高齢者の一次相談機関として地域から幅広い相談に応需	評価 前年評価	
① 三職種の職能に応じて相談に対応しているか		
② いつでも相談に対応できるよう事務所待機職員や転送電話等の体制を整備しているか		
③ 必要に応じ関係機関や多職種への紹介やつなぎができているか		
地域へのアウトリーチ活動	評価 前年評価	
① 予防的な観点から計画的に独居や高齢社宅訪問を行っているか		
② 民生委員、町内会、地域の拠点等から高齢者等の困りごとがセンターに寄せられる仕組みを作っているか		
困難事例への支援	評価 前年評価	
① 三職種でケースの基本情報、支援経過を共有しているか		
② 三職種は①に基づき専門的かつ迅速に対応しているか		
③ 必要に応じ地域ケア会議を開催し、支援の方向性を協議しその後の経過も共有しているか		
④ 高齢者等を地域ぐるみで支えられるよう、必要な情報を地域住民にも提供しているか		
認知症の人と家族への対策	評価 前年評価	
① 認知症の人や家族の声を認知症地域支援推進員と共有しているか		
② 認知症に関する地域課題を集約し、認知症地域支援推進員と共有協議しているか		
③ 医療や介護につながらない認知症の人に、認知症初期集中支援チームによる支援の検討をしているか		

権利擁護事業

成年後見制度等の活用	評価 前年評価	
① 制度利用が必要な人について、課題を整理したうえで成年後見センター等に適切につながっているか		
② 成年後見センター等と適切に役割分担ができているか		
高齢者虐待への対応	評価 前年評価	
① 高齢者虐待に対する支援フロー、各機関の役割、必要な事務について理解しているか		
② 老人福祉法に基づく措置について制度を理解し、適切に行政と連携できているか		
消費者被害の未然防止	評価 前年評価	
① 消費生活センターの役割を理解し、適切なつなぎ、役割分担、情報交換等の連携をしているか		

包括的継続的ケアマネジメント

介護専門員の実情把握	評価 前年評価	
① 主任介護支援専門員による居宅介護支援事業所への訪問等で、ケアマネジャーの実情を把握しているか		
② 居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員の実情や困りごとを把握しているか		
介護支援専門員に対する後方支援、助言	評価 前年評価	
① ケアマネジャーが抱える困難事例について、躊躇なく相談しやすい体制を整備しているか		
② ケアマネジャーからの相談を記録し、件数、内容、対応別の集計をしているか		
③ 地域ケア会議を開催し、課題解決に向けた支援をしているか		
④ 質の高い後方支援や助言ができるよう、積極的に研修等を受けスキルアップに努めているか		
介護支援専門員の資質向上支援	評価 前年評価	
① ケアマネジャーのニーズに基づく研修や事例検討会の企画や情報提供を行っているか		
② 人材育成の視点から、ケアマネジャーのOJT事業に積極的に参画しているか		
③ 介護支援専門員連絡会等、ケアマネジャーのネットワークに加わり、連携しているか		
インフォーマルサービスの活用と連携	評価 前年評価	
① 地域のインフォーマルサービスを把握し、ケアマネジャーが活用できるようコーディネートしているか		
多職種協働によるネットワークの構築	評価 前年評価	
① 生活支援コーディネーターと緊密に連携し、地域の集いや活動の場、住民で構成する団体等を把握し関わっているか		
地域ケア会議の開催	評価 前年評価	
① 高齢者等の処遇を検討する地域ケア会議開催にあたっては支援に必要な多職種、他機関、地域住民等を招集できているか		
② 個別課題と地域課題を明確にし、整理集計のうえ市に報告しているか		

指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント

評価 前年評価

① 高齢者等からサービス利用希望の相談を受けた時、その必要度について自立を支援する観点からアセスメントできているか		
② 利用者に対し、積極的に地域のインフォーマルサービスの紹介をしているか		
③ 再委託しているケアマネジャーに対し、①②について助言、支援しているか		
④ 自立支援型地域ケア会議で得た助言を計画に反映し評価しているか		

前年度の運営上の課題	課題に対し取り組んだ事項	取り組み事項の評価